

# 一般社団法人日本心身医学会 九州地方会支部会則

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本支部は、一般社団法人日本心身医学会（以下「本学会」と略す）の定款第3条に基づく地方支部で、日本心身医学会九州支部（以下「本支部」と略す）と称する。
- 第 2 条 本支部の事務所は、九州大学医学部心療内科（〒812-8582 福岡市東区馬出3丁目1番1号）に置く。

## 第2章 目的および事業

- 第 3 条 本支部は本学会の目的ならびに事業を共催し、その推進をはかることを目的とする。
- 第 4 条 本支部は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 支部代議員会の開催
  2. 支部学術講演会、支部講習会等の開催
  3. その他、本支部の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

- 第 5 条 本支部会員は、次の2種類とする。
1. 普通会员
  2. 支部賛助会員
- 普通会员は、定款第6条に定める会員のうち九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）に在住するもの。
- 支部賛助会員は、本支部の趣旨に賛同する個人・団体及び法人。
- 第 6 条 本支部会員は、別に定める会費を毎年納めなければならない。

## 第4章 役 員

- 第 7 条 本支部には次の役員を置く。
1. 支部長 1名
  2. 地方会大会長 1名
  3. 支部選出代議員 若干名
  4. 支部幹事 若干名
  5. 監査担当者 2名
- 第 8 条 支部長は、本支部所属の本学会理事の互選により決定する。支部長は、本支部を代表し、会務を統括し、支部幹事会及び支部代議員会で議長となる。支部長に故障がある場合、予め幹事会において定められた幹事はその職務を代行する。
- 第 9 条 地方会大会長は、支部代議員会において決定し、地方会を主催する。
- 第10条 支部代議員会は、該当支部に所属する支部選出代議員で構成する。
- 第11条 支部幹事は、支部長が支部選出代議員の中から依頼する。
- 第12条 監事担当者は、本支部の会計を監査する。監事担当者は、支部長が支部幹事以外の支部選出代議員の中から支部代議員会の承認を得て委嘱する。
- 第13条 役員任期は、支部長は2年、地方会大会長は前回の地方会終了後より担当地方会終了まで、支部選出代議員は3年とする。地方会大会長は重任はしないものとする。ただし、再任は妨げない。

## 第5章 会 計

第14条 本支部の会計年度は本学会の会計年度に合わせる。

第15条 支部会費は、支部で定める。  
支部会費は年額2,000円とする。

平成7年1月27日 改訂

## 第6章 会 則 変 更

第16条 本支部会則を変更するには、支部代議員会の出席者2分の1以上の賛成決議を要する。

### [附 則]

1. 本支部会則は、平成24年4月1日から施行する。